

(第五部)

國第百七十一回 參議院財政金融委員會

平成二十二年三月二十五日(水曜日)

午後一時三分開会

出席者は左のとおり。

理事長委員会より

本日の会議に付した案件

尾立	源幸君
大久保	勉君
大塚	耕平君
小泉	昭男君
○	所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
出、衆議院送付)	

卷之三

○委員長(円より子君) たたいまから財政金融委員会を開会いたします。

喜納 昌吉君
富岡由紀夫君
藤末 健三君
牧山ひろえ君
水戸 将史君
峰崎 直樹君
御意見を伺います。

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債債券の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
本日は、両案の審査のため、三名の参考人から

御意見を伺います

大學院經濟學研究科教授醜醜聰君 慶應義塾大學
經濟學部准教授土居丈朗君及び白鷗大學法學部准

教授浅羽隆史君でござります。

本日は御多忙中のところ本委員会に御出席を
上げます。

ただき、誠にありがとうございます。

今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事の進め方でございますが、醸酬参考人、士居参考人、裁判参考人の順でござる。二五分以内

参考人

東京大学大学院
経済学研究科教授

第五部 財政金融委員會會議錄第十號

平成二十一年三月二十五日

【參議院】

席の今まで結構でございますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ていただきたいと思います。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。

それでは、まず醸醐参考人にお願いいたします。醸醐参考人。

○参考人(醸醐聰君) 醸醐でございます。よろしくお願いいたします。

時間が限られておりますので、資料に沿つて進めたいと思いますが、私の専攻の関係から、ますます特別会計の問題から主にお話しさせていただきたいと思います。この委員会に上がつております二つの法案に直結する議論でないというところはございますが、御了承いただきたいと思います。

まず私の、特別会計の方からでございますが、別紙一というのを、B4サイズでございますが、これが後ほどいろいろ使うものでございますが、まず特別会計の全体像を概観するために用意をいたしました。

今日のお話の主なベースになるのが別紙一でございます。ここにありますとおり、特別会計から財政運営に必要な財源を確保するという視点から見たときに、私は三つのポイントからお話をさせていただきたいと思います。

一つ目は、不用額というものです。この計算式はここに書いてあるとおりでございますが、この不用額というものを財源として着目できないかということでございます。ポイントの二は、その手前にある、不用額を計算する手前で歳出予算現額からマイナスされる翌年度繰越額というものが確定な支出の見合い財源と言えるのかという点について検討が必要と考えております。ポ

インの三つ目は、決算剰余金の処分項目として多額の計上がなされておる翌年度歳入繰入額といふものが、果たして合理的な根拠のある繰入れなのかどうなのかということについて御説明をしたいと思います。

まず、本体の資料の方に戻させていただきますが、一枚めくつていただきまして二枚目、三つのポイントは今申し上げたとおりで、まずポイントの一の不用額の吟味ということに入らせていただきます。

別紙の三でデータをお示しいたしましたが、過去六年度間通して見ますと、特別会計合計で九兆円から十二兆円の不用額というものが発生しております。これは歳出予算現額の使い残しといふ意味でございます。その中で、偶発債務に備える保険系の特別会計には、不用額といふよりかは未使用額が残るということはそれなりにうなずけますので、それを除いた非保険系の特別会計の不用額合計を見ますと六兆円から九兆円という金額になつております。

で、この不用額の発生原因は何かということでおりますが、一つは、そもそも実需に見合つてない予算だったのかどうなのかといふことが問われると思いますが、金額の大きいところで申し上げますと、財政融資資金特別会計の場合、例えば平成十八年でいきますと、全体の七〇%に当たる一・六兆円の不用額といふものは、公債金が予定を下回り、財政融資資金への繰入れが予算を下回つたためと、同様の理由で、十九年度には一・八兆円の不用額が発生しております。約七割がこの理由によるものであるといふことでございます。したがいまして、予算の査定のときに果たして実需というものがどのように厳正に査定されているのかということが問われるところかと思いま

次に、一枚目に移りまして、続きでございますが、もう一つ不用額の発生原因として私が分析していく中で気が付きましたのは、予備費の不用額が極めて多いということでございます。例えば二〇〇五年から二〇〇七年度、西暦を使つたり元号を使つたりばらついているところはちょっと申し訳ございません、一・六兆円、一・七兆円、一・八兆円という、これは予備費の不用額でございます。不用額全体に占める割合は一二%から一八%という、これは相当な金額になつております。先ほど、保険系であるがゆえに使い残しが出る偶発債務を相手にしているからと申し上げましたけれども、例えば年金特別会計の中の不用額のうちの八千五百八億円は、これは予備費の使い残りでございます。外為特別会計につきましても連年、これは資料別紙の四のところでデータを示させていただきましたが、三千億円の不用額は、これは予備費の不用額ということでございます。

そこで、このポイント一についての私の意見でございますが、一つといたしまして、先ほど言いましたように、不用額というのは予算現額から翌年度繰越額を引いたものでございます。その意味でいいますと、特定の使途見合いのものは、未使用額は翌年度繰越額として控除されているはずの

ものでありますから、その控除後にお発生する不用額というものは、将来の特定の使途を想定することが困難なものだと考えられると思います。

次の式で一番左辺の第一項、収納済歳入額と書きましたのは、これは歳出予算現額の誤りでございますので訂正させていただきます。

よりまして、非保険系の特別会計では不用額に相当する決算剩余金、この不用額は最終的には決算剩余金に組み込まれていくものでございます。

さらに、偶發債務に備える保険系の特別会計におきましても、予備費の不用額は、これは内部留保をする根拠は一般には乏しく、一般会計に練

入れをするべきものではないかと考えております。

次にポイントの二つ目、資料の四枚目に移らせ

ていただきます。

これは翌年度繰越額というものでございます

が、この辺りから別紙一、特別会計における予算

と決算の関係の概念図という一番上の別紙でござ

りますが、それを御覧いただきながら御説明した

いと思います。

ここで申します翌年度繰越額といいますのは、

上の図の下に①から④までございますが、その④

の歳出決算というその図の中にある翌年度繰越額

五となつてあるものでございます。これを引いた

後が不用額となるわけでございますが、では翌年

度繰越額という金額を見ますと、過去五年間、

七・五兆円から十六兆円までという十兆円台の金

額に上つております。この繰越額の位置付けでござ

りますが、(1)、これは決算剰余金を算出する控

除項目と言いましたが、これは私、発生主義会計

の考え方とちょっと混同しておりますので、(1)

は削除をお願いしたいと思います。後ほど申し上

げます。これは、この翌年度繰越額に繰入れが多く

ければそれだけ残余としての不用額は少なくなる

という関係にございます。

では、この翌年度繰越額の吟味でございます

が、総額の内訳分析というものを会計検査院が

行つた検査報告の中でお見受けする

ことであります。ここでは明許繰越、事故繰

越、歳出未済、支出残、支出残の通次繰越という

形になつておりますけれども、この中で歳出残

一・二兆円というのがございます。他の繰越しと

いうのは、財政上、これは当然認められたものと

いいます。二番目と非常に紛らわしいものでござ

りますが、別紙一でもう一度御覧いただきます

と、先ほど④の歳出決算の図の中についた翌年度

繰越額五でございますが、これからお話しするボ

イント三のものは一番右側、決算剰余金三十の処

分の内訳として五となつてある翌年度への繰入れ

でございます。

そこで、五の方のホームページの資料に戻りま

すと、この決算剰余金のうち翌年度歳入に繰り入

れられる額がおよそ八〇%前後と巨額になつて

おります。三十兆円台から四十兆円台という規模

になつております。

この規模につきまして、繰越しにつきまして会

計検査院が平成十八年度に行つた検査報告により

ますと、整理特別会計以外の二十六の特別会計に

ついて検査した結果を出しております。それによ

りますと、翌年度歳入繰入れ四・九兆円のうち、

見合財源として使途が確定しているものは二・

八兆円、未定まま繰り越しているものは二・五兆円となつております。

ここで、時間もございませんのでちょっと補足

いたしますが、今申しました翌年度繰越額

の五と、それからポイント三で今申し上げている翌

年度歳入への繰入れ五、これが、この図というこ

とであります。

確かに支出を漫然と内部留保している項目になつ

ていなかどうかを吟味する意味では、企業会計

上の負債性引当金の要件を準用して、翌年度繰

越額に特定の使途が見込まれているのか、隠れた

内部留保ではないのか、厳格な査定が必要と考え

ます。

は問題となるわけですが、翌年度の歳入に繰り入

れるということは、見合いの使途の財源として繰

り入れるのであれば、その手前で、ポイント二で

行つた翌年度繰越額五と一致するのが論理的では

ないかと私は考えるわけでございます。

ところが、実際の金額を突き合わせてみます

と、この二番目の翌年度繰越額と三番目の歳入繰

入額の間に大きな乖離がございます。これを資料

い限り、これら支出残相当額は不用額とみなして

三つ目といたしまして、説得力のある反証がな

い限り、これが決算剰余金を算出する控

除項目と言いましたが、これは私、発生主義会計

の考え方とちょっと混同しておりますので、(1)

は削除をお願いしたいと思います。後ほど申し上

げます。これは、この翌年度繰越額に繰入れが多

ければそれだけ残余としての不用額は少なくなる

という関係にございます。

次にポイントの三つ目、翌年度歳入繰入額でござ

りますが、別紙一でもう一度御覧いただきます

と、先ほど④の歳出決算の図の中についた翌年度

繰越額五でございますが、これからお話しするボ

イント三のものは一番右側、決算剰余金三十の処

分の内訳として五となつてある翌年度への繰入れ

でございます。

そこで、五の方のホームページの資料に戻りま

すと、この決算剰余金のうち翌年度歳入に繰り入

れられる額がおよそ八〇%前後と巨額になつて

おります。三十兆円台から四十兆円台という規模

になつております。

この規模につきまして、繰越しにつきまして会

計検査院が平成十八年度に行つた検査報告により

ますと、整理特別会計以外の二十六の特別会計に

ついて検査した結果を出しております。それによ

りますと、翌年度歳入繰入れ四・九兆円のうち、

見合財源として使途が確定しているものは二・

八兆円、未定まま繰り越しているものは二・五

兆円となつております。

ここで、時間もございませんのでちょっと補足

いたしますが、今申しました翌年度繰越額

の五と、それからポイント三で今申し上げている翌

年度歳入への繰入れ五、これが、この図というこ

とであります。

これは翌年度繰越額というものでございます

が、この辺りから別紙一、特別会計における予算

と決算の関係の概念図という一番上の別紙でござ

りますが、それを御覧いただきながら御説明した

いと思います。

ここで申します翌年度繰越額といいますのは、

上の図の下に①から④までございますが、その④

の歳出決算というその図の中にある翌年度繰越額

五となつてあるものでございます。これを引いた

後が不用額となるわけでございますが、では翌年

度繰越額という金額を見ますと、過去五年間、

七・五兆円から十六兆円までという十兆円台の金

額に上つております。この繰越額の位置付けでござ

りますが、(1)、これは決算剰余金を算出する控

除項目と言いましたが、これは私、発生主義会計

の考え方とちょっと混同しておりますので、(1)

は削除をお願いしたいと思います。後ほど申し上

げます。これは、この翌年度繰越額に繰入れが多

ければそれだけ残余としての不用額は少くなる

という関係にございます。

では、この翌年度繰越額の吟味でございます

が、総額の内訳分析というものを会計検査院が

行つた検査報告の中でお見受けする

ことであります。ここでは明許繰越、事故繰

越、歳出未済、支出残、支出残の通次繰越という

形になつておりますけれども、この中で歳出残

一・二兆円というのがございます。他の繰越しと

いうのは、財政上、これは当然認められたものと

いいます。二番目と非常に紛らわしいものでござ

りますが、別紙一でもう一度御覧いただきます

と、先ほど④の歳出決算の図の中についた翌年度

繰越額五でございますが、これからお話しするボ

イント三のものは一番右側、決算剰余金三十の処

分の内訳として五となつてある翌年度への繰入れ

でございます。

そこで、五の方のホームページの資料に戻りま

すと、この決算剰余金のうち翌年度歳入に繰り入

れられる額がおよそ八〇%前後と巨額になつて

おります。三十兆円台から四十兆円台という規模

になつております。

この規模につきまして、繰越しにつきまして会

計検査院が平成十八年度に行つた検査報告により

ますと、整理特別会計以外の二十六の特別会計に

ついて検査した結果を出しております。それによ

りますと、翌年度歳入繰入れ四・九兆円のうち、

見合財源として使途が確定しているものは二・

八兆円、未定まま繰り越しているものは二・五

兆円となつております。

ここで、時間もございませんのでちょっと補足

いたしますが、今申しました翌年度繰越額

の五と、それからポイント三で今申し上げている翌

年度歳入への繰入れ五、これが、この図というこ

とであります。

これは翌年度繰越額というものでございます

が、この辺りから別紙一、特別会計における予算

と決算の関係の概念図という一番上の別紙でござ

りますが、それを御覧いただきながら御説明した

いと思います。

ここで申します翌年度繰越額といいますのは、

上の図の下に①から④までございますが、その④

の歳出決算というその図の中にある翌年度繰越額

五となつてあるものでございます。これを引いた

後が不用額となるわけでございますが、では翌年

度繰越額という金額を見ますと、過去五年間、

七・五兆円から十六兆円までという十兆円台の金

額に上つております。この繰越額の位置付けでござ

りますが、(1)、これは決算剰余金を算出する控

除項目と言いましたが、これは私、発生主義会計

の考え方とちょっと混同しておりますので、(1)

は削除をお願いしたいと思います。後ほど申し上

げます。これは、この翌年度繰越額に繰入れが多

ければそれだけ残余としての不用額は少くなる

という関係にございます。

では、この翌年度繰越額の吟味でございます

が、総額の内訳分析というものを会計検査院が

行つた検査報告の中でお見受けする

ことであります。ここでは明許繰越、事故繰

越、歳出未済、支出残、支出残の通次繰越という

形になつておりますけれども、この中で歳出残

一・二兆円というのがございます。他の繰越しと

いうのは、財政上、これは当然認められたものと

いいます。二番目と非常に紛らわしいものでござ

りますが、別紙一でもう一度御覧いただきます

と、先ほど④の歳出決算の図の中についた翌年度

繰越額五でございますが、これからお話しするボ

イント三のものは一番右側、決算剰余金三十の処

分の内訳として五となつてある翌年度への繰入れ

でございます。

そこで、五の方のホームページの資料に戻りま
すと、この決算剰余金のうち翌年度歳入に繰り入
れられる額がおよそ八〇%前後と巨額になつて
おります。三十兆円台から四十兆円台という規
模になつております。

この規模につきまして、繰越しにつきまして会
計検査院が平成十八年度に行つた検査報告により
ますと、整理特別会計以外の二十六の特別会計に
ついて検査した結果を出しております。それによ
りますと、翌年度歳入繰入れ四・九兆円のうち、
見合財源として使途が確定しているものは二・

八兆円、未定まま繰り越しているものは二・五
兆円となつております。

ここで、時間もございませんのでちょっと補足
いたしますが、今申しました翌年度繰越額

の五と、それからポイント三で今申し上げている翌
年度歳入への繰入れ五、これが、この図というこ
とであります。

これは翌年度繰越額というものでございます
が、この辺りから別紙一、特別会計における予算

と決算の関係の概念図という一番上の別紙でござ
りますが、それを御覧いただきながら御説明した
いと思います。

ここで申します翌年度繰越額といいますのは、

上の図の下に①から④までございますが、その④

の歳出決算というその図の中にある翌年度繰越額

五となつてあるものでございます。これを引いた

後が不用額となるわけでございますが、では翌年

度繰越額という金額を見ますと、過去五年間、

七・五兆円から十六兆円までという十兆円台の金

額に上つております。この繰越額の位置付けでござ

積み上げでやりましたが一の七兆円、二の四兆円、そして三の金額の把握が困難だけれどもということで、十六年度ベースで見て・・四兆円。この積み上げでいきますと約十三兆円ぐらいになるわけでございますが、他方で、これは足し算方式でございますが、今言つた翌年度繰越額と翌年度歳入繰入額との差、二十兆円台ということになつております。したがつて、最終的には二十兆円ぐらいに近い金額が連年発生しているのではないかと。これは、恐らくは一般財源として利用可能なものではないかというふうに私は考えております。

残りの時間で、税制のこととございますが、私は最近の税制論議で感じることを申し上げさせていただきますと、根拠のない、初めに消費税ありきの議論がまかり通つているのではないかということを非常に危惧しております。

税制の抜本改革の基本方向について中期プログラム

中では、個人所得税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の觀点から、最高税率や給与所得控除の上限調整等により高額所得者の税負担を引き上げるということが書かれておりますけれども、十年展望比較試算では、歳出削減の方には複数のシナリオがございますが、歳入の財源論としては消費税しかパラメーターに上がつておりません。本来所得再分配、格差是正として最もそれに適合するのは所得税のはずでございます。それが、具体的な試算の段階では全く計算に上がつていいないということを私は非常に不可解に思つてゐるところとございます。

次の八枚目でございますが、国税収入に占める所得税収入の割合というものを見ますと、日本は絶対的に元々非常に低い水準であったのが更に下がつておられます。日本よりも低かつたフランスは、一〇・六であつたものが直近では一七・五というふうに急激に上がつてきております。

それから、その下の税による所得再分配機能の低下とということございますが、いわゆる税によるジニ係数の改善度を見ますと連年低下傾向にござります。

そこで、十六年度ベースで見て・・四兆円。この積み上げでいきますと約十三兆円ぐらいになるわけでございますが、他方で、これは足し算方式でございますが、今言つた翌年度繰越額と翌年度歳入繰入額との差、二十兆円台ということになつております。したがつて、最終的には二十兆円ぐらいに近い金額が連年発生しているのではないかと。これは、恐らくは一般財源として利用可能なものではないかというふうに私は考えております。

残りの時間で、税制のこととございますが、私は最近の税制論議で感じることを申し上げさせていただきますと、根拠のない、初めに消費税ありきの議論がまかり通つているのではないかと

こと

がつたことはござりますけれども、最高税率が大幅に下がつて、刃みが、大幅にこれが粗くなつていて、税のはい上がりがほとんどなくなります。私は、消費税を社会保障財源として議論する、そういう議論の中に幾つかのレトリックがあると聞いております。元々、財源といいましても、社会保障の財源という限りにおいては応能論が、これが大道であると思つております。その観点から

こと

を

な

こと

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

と

を

お

こ

そして、今後この財政赤字に頼っている状態から脱却して、できるだけ今生きている世代の中でも高齢化などによって必要となってくる社会保障の財源を何によって賄うのが望ましいかと考えたところに、経済学、財政学の見地から、五ページにありますように、消費税が非常に重要な財源であるということを申し上げさせていただきたいと存じます。

当然のことながら、所得に比例した形で負担を求めるということは、社会保障の財源としてこれは一つの軸として重要であります。ですから、これはもはや言うまでもなく、既に社会保険料などで所得に比例した形で社会保障財源のことをやっています。しかも、年金においては二〇一七年度までの社会保険料、年金保険料の引き上げということが既に定められておりますから、今後確実に所得に比例した形での社会保障財源の調達ということが増えていくということは、もう既に今の法律で定められているところであります。

さらに、まだ足らない部分を何によって賄うかということが真に議論するべきことで、当然のことながら、その財源を更にもつと多く所得税などを所得に比例した形で求めるのか、それとも消費額に応じて負担をいただくということで賄うのか何なのかということが問われるところであります。

私は、経済学の立場から、消費税がなぜ望ましいかということを三点ほど挙げさせていただいております。一点目は、申し上げたように、今後に所得に比例した負担が増えていくことが決まっている。二点目は、もし所得によって負担を求めるということになると、これは働いている労働世代の方々により重く負担を求める結果になってしまいます、それは、ひいては世代間の負担の不公平を助長することになりかねないということ。それからもう一つは、マクロ経済の観点からいいますと、高齢化によってこれからどんどん日本の貯蓄率が下がっていくことが予想され

ております。その中で、更に所得税を重く掛けることによって貯蓄が減退する、貯蓄の二重課税が高齢化などによって必要となってくる社会保障の財源を何によって賄うのが望ましいかと考えたところに、経済学、財政学の見地から、五ページにありますように、消費税が非常に重要な財源であるということを申し上げさせていただきたいと存じます。

そこで、先ほど挙げた二点目の世代間の問題についてクローズアップしたいと思います。

六ページは、内閣府が試算した世代別の負担と受益の関係でありますけれども、高齢世代の方ほど受益が多い、将来世代ほど負担の方が重くなってしまうという現状があります。もちろん、高齢の方々にはこれまで我が国をここまで発展させてくださったという恩義はありますけれども、しかし、ここまで世代間の負担の格差を付けてよいのかということは、これは別途議論しなければならないところであります。

さらに、所得税、消費税の負担の不先がどこに向いているかということで、七ページ以降でございませんけれども、世代別にそれぞれの負担の分布を取つてみました。

これは厚生労働省の国民生活基礎調査に基づく数値でありますけれども、この七ページにある姿を端的に申し上げますと、世帯主が七十歳以上の御家族はその半数以上、五割強が所得税を全く御負担しておられないというのが実態であります。

これは、年金所得を得ても公的年金等控除で実際に所得税を納めなくてよいということになつてはいることが多いが、これは既に税制改正法案の割には勤労世代、四十代、五十代の方々はそれなりに多く、年に五十万円以上も所得税を納めているというような姿がこれで浮かび上がります。さらに、八ページは社会保険料の負担の分布でありますけれども、社会保険料の負担の分布も、これは四十代、五十代の方々で、その世代の中の御負担なさっている。社会保険料は基本的には所得に比例する形で御負担をお願いしているものですから、所得を多く稼ぐ勤労世代ほどより社会保険料を払うという構図が出てまいります。

それに比して、九ページの消費税の年間の支払額の分布を見ますと、それほど世代によって消費税の負担の分布は変わらない。端的に言えば、老いも若きもたくさん消費をなさる方がたくさん消費税を納められる。もちろん、言うまでもなく、たくさん消費をなさるという方はたくさん所得を稼いでおられたりたくさん資産をお持ちだったり、そういう富裕層がたくさん消費税をお支払いになつておられるという構図であります。

それをまとめた十ページでありますけれども、も、消費税の社会保障財源化ということが、これは今後かぎとなつてくるアイデアなのではないかといふうに考えております。

具体的なイメージをいたしましては、十四ページにありますように、役割分担という言い方を私は使つておりますけれども、社会保障の財源はやはり消費税からきちんと財源を充てていく、それで財政健全化、財政赤字の縮小というものは、これは社会保障以外の歳出を中心とした財政健全化、無駄の削減とかそういうものないことは所得税の改正などによつて賄われる、そのお金で財政健全化を図つていく。社会保障の財源確保は消費税で、そして財政健全化は無駄の削減や消費税以外の税によるもので賄うという役割分担を国民に示すことによつて将来不安を払拭するということは可能であろうというふうに思いました。

もう一点、法人税に関連するところでありますけれども、十五ページ、一九八〇年以降の世界各國の製造業に対する法人税の表面税率の推移を示しておりますが、先進国は競つて税率を引き下げております。これも基本的には所得課税から消費課税へという世界の潮流であります。法人所得に對して課税するよりも付加価値税、消費税によつて賄うということです。

さはさりながら、我が国はそれに追従する必要はないんじやないかという御意見もあるかと思いますが、私は、そうすると逆に日本の労働者が不利が及ぶという経済悪の理論をここで御紹介

させていただきたいと思います。

これは十六ページにありますけれども、もし外国で、例えばアメリカで法人税率が引き下げられるというようなことがありますから我が国は何もないということだから我が国の経済には特段大きな変化はないだろうというふうに考えがちなんですが、そうではないということです。

アメリカでもし法人税が引き下げられると、株式の配当だとか利子所得の増加とか、そういうことがありまして、資本の税引き後収益率がアメリカで上がります。それによつて、アメリカでより多く投資をするとそれだけもうかるということです、アメリカへの投資が世界的に増える可能性が出てまいります。当然、日本にある投資も引き揚げてアメリカに持つていこうというような動きも出てくる可能性があります。そういたしますと、アメリカでは当然、それだけたくさん投資をしてもらひ、それで工場が活発に活動し、そしてそこで働く労働者の賃金も上がつてくるということになります。

ところが、我が国はどうかというと、確かに法人税は下げてはいいかもしれないけれども、アメリカに投資が移つてしまつた分、それだけ日本で工場が稼働しないとか積極的な投資が行われなくなつて、そこで働く人たちの場がなくなつてしまふ、我が国において働く場が、雇用が減つてしまふという可能性があり、そういう意味において、風が吹けばおけ屋がもうかる式ではありませんけれども、アメリカでもし法人税が引き下げられて我が国は何もしないということになつたらせんけれども、ほつておこる可能性があるといふことです。これが起こる可能性が、まだ顕著ではありません。

さらに、増税を先送りする何が起こるかとい

すように、経済悪の理論で課税平準化政策というものがございます。これは、もし現在から将来にわたつて必要な財源を、できるだけ増税を先送りして将来に負担を求めるという形にするのか、そ

れとも、今からこつこつと将来にわたつて負担を求める、ですから当然目先、負担が増えるということになるんですけれども、その二つのどちらが良いかということを比較したもので、結論は後者つまり、今からできるだけ早く負担増をお願

すことになるんすけれども、その二つのどちらが良いかということを比較したもので、結論は後者つまり、今からできるだけ早く負担増をお願

す。

算を単年度で作成して、毎年度国会で議論をして、議決をしてというような理由の一つには、これもいろんな理由があろうかと思いますけれども、財政を分かりやすくはつきりさせる、国民のための財政ですから、国民が財政状況がどうなっているのか、これを直ちに分かるようにする必要が常に求められていると考えております。

そうした観点からいきますと、ストックでいわゆる埋蔵金があるのであればですけれども、それを借金の返済に充てるというのは分かることなんですねけれども、資産がこれだけあるのでその分負債を落としました、それは分かるんですが、一般会計に入れてしまつて、さもその分は国債発行が抑えられてそんなに財政が悪くなつているわけじゃないんだと、実際に来年度予算は悪くなっていますけれども、それほどではないんだというふうに見えるというようなことが果たして望ましいのかどうかということに関してちょっと疑問があるのではないかと思います。

ただ、そうした中でも、単発の政策課題の充当ということでしたら、まだそれでも理解ができるかなと思います。例えば、経済緊急対応予備費として一兆円計上されておりますけれども、これを入れるということですとある程度は分かるのかなあと。あくまで来年度限り、二〇〇九年度限りといふことが明確ですし、その緊急対応というようなこともはつきりされている、そして一兆円だけと。まあただ、それも望ましいとは思いませんけれども、まだとは思いますが、基礎年金への国庫負担比率引上げへの当面の財源として活用するのには、やはりこれは余りいいやり方ではないというふうに思います。

もちろん、この件につきましては、税制改正法案の附則において消費税を含む税制の抜本的改革の検討ということが盛り込まれていますので、そこで担保はされているというふうに読むこともありますけれども、ただ、やはりこうしたやり方は年金に関しては何といつて

将来本当に年金がもらえるんだろうか、これはもう老若男女、私の教えている学生もそうですし、実際に今年金を受け取っている私の両親でさえも、やはり財源の問題が大きいと思つております。そうしたことからいたしますと、やはりきちんとこの点については議論をしておくべきだったということ。あるいは、もしされができなかつたということであれば、はつきりと新規の国債発行ということとで、いろいろ諸事情あつてこうなつたということを出すべきだつたと思つております。

中国の古書の礼記では、古人は、入量出制、入るを量りて出るを制すなどと言われますけれども、財政に関してはその逆で、やはり出量入制、出るを量りて入るを制すべきだと考えておりまます。何が国民の生活にとって必要なのか、そのサービスからまず考えて、その必要なものに対してきちんと財源を確保する、これが財政のあるべき姿だと、青臭いようですけれども考えております。

そして、その際の財源というようなものに関しては、もちろん税は基本であろうかと思います。必要な支出に関してであれば皆できちんと合意をして、多少無理をしてでも合意をして、そして負担をすべきではないかと思います。現状は、財源がないという理由で、このところ、もしかしたら必要だとされるような支出をカットされているおそれがございます。とはいって、支出そのものは必要なものも多うございますので、多くの公債を発行しているという状況でございます。

この状態はとても問題ではないかと考えております。一つは、必要な支出がこれまでカットされてしまっている可能性があるのではないか。とりわけ、一律カットというようなやり方ですとその後のおそれが強いのではないかと思います。そ

ここまでして財政をきちんと立て直そうとしている一方で、でも、財政悪化は顕著でございます。様々な財政で支えている我々の生活に必要な制度の維持可能性を危機にさらしている、財政悪化によってですね、おそれがあるうかと思います。もちろん、今すぐ増税をするというのは、これも経済情勢から見ましてもナンセンスだと思いますが、ただ、現在のような経済状況を脱した後にはやはり何らかの税負担増は不可避であるというのを、私もそのとおりだと思っております。

効率的な行政サービスというのは、こうした負担増の議論と同時に並行でも私は一向に構わないと思っています。というよりも、効率的な行政運営は、常に財源が豊かなときでさえも議論すべきものだからであります。とりわけ年金制度の財源につきましては、先ほど申したような将来不安の払拭が不可欠だと考えておりますので、これ以上後手に回らないように現時点で議論するのは当然かと思います。とりわけ増税というものを必要とするならば、それを可能とする景気状況をどのように決めるか、どのように判断するかが後手に回らないということでは大事だと思っております。その点につきまして、どのような景気状況だったらいふに増税ができるのか、そうしたものについての御議論を一定の結論を見るくらいのところまでやつていただければと考えております。

二つ目は、所得税法等の一部を改正する法律案に関するところでございます。お手元にレジュメを用意しておりますが、それを表紙一枚おめくくり早くに増税ができるのか、そうしたものについての御議論を一定の結論を見るくらいのところまでやつていただきたいと思います。

道路特定財源につきましては、般財源化ということで、これは私は望ましいことであろうと思つております。もちろん、必要な道路の建設は必要であれば当然で、今後、特に維持補修に資金が必要になるうかと思います。ただ、そこに特定財源である必要はないと考えております。

しかしながら、一般財源化はされるということになりますが、課税根拠があいまいなまま暫定税率

率などを含めましてそのまま維持するということでは望ましくないのではないかと思っております。もちろん、附則で今後検討するというふうに書かれていますけれども、しかし、実際に一般財源化はされなければなりません。そもそも揮発油などの消費による外部不経済につきましては、地球環境への影響など言われていなかつた時代に比べ大きくなっていると考えられます。単純に環境負荷税化するだけではなくて、レジュメの一と書かれていたところに簡単な図をお示ししましたけれども、そうしたものの一部でもよいと思いますので環境譲与税化できたらという提案を本日お示しさせていただいております。これは、森林整備の実施面積などに応じまして地方公共団体に譲与する、しかも使い道の自由な財源として譲与するものといたしますかということでございます。

どうしても地方交付税などで、そう思う必要はないのですが、国からお金をもらっているといううな意識になつたり、あるいは大都市圏の税負担相いで地方圏がやつているというような見方もできいいことはないのですが、そうではなくて、国に貢献しているその対価としてこの譲与金を受け取れるというような仕組みはどうかという御提案でございます。

れを入れたらどうなるのかということを簡単なミュレーションをしてみました。これを見ますと、現時点で財源がそんなに豊かではないところは当然森林等が多うございますので、仮にそうしたところが面積比に応じて森林経営ということをやった場合にはかなり財源として確保できるというような姿になっております。もちろんこれはただのシミュレーションですので、現実にこうなるというものではございませんけれども、一つの御提案ということで申し上げさせていただきました。

最後に、その他の動きでいわれとも最近の重きとして一点だけ、いわゆる無利子国債あるいは無利子減税国債について、これはもうコメントだけさせていただきたいと思います。

この無利子国債、様々な議論がなされているところではございますけれども、私自身は将来に向けてこうした議論をするのは意義があると考えております。ただ、今導入する必要があるかということですと、そうではないと考えております。

理由は、それはまず将来に向けて、でも今は必要ないということは、国債の消化、どうやって、今後も恐らく財政を健全化していく中でも国債をかなり発行していかなければいけない中で、その国債をきちんと消化できるかという局面に直面するおそれがあります。もちろんそうならないようになりますにしなければいけないと思いますが、ただ、そうした局面がないとは言えないと思います。そうした際に、一つのアイデアとして考えておくという意義はあります。

ただ、現実に今国債の消化に困っているというようなことではないと思つておりますので、現時点でこれを今すぐというようなことで入れる必要はないと思つています。とりわけ所得分配等についての問題がいろいろとあるうかと思いますので、そうしたものもきちんと議論した上で、将来のこととして考へるべきではないかと思つております。

それから二点目のところですが、税のところ
で、先生のお話聞いていて、税による所得再分配
機能が低下をしてきてる、あるいは初めに消費
税あります、こういうお話をずっと続いてるわ
けであります、そうすると、先生は、超過累進
制度を持つた所得税をやはりこれらの、いわゆ
る消費税ではなくて、財源に組み入れたらどうだ
と、こういうお考えなのかどうかということです

ストックへと、積立金というストックは資産の増加か負債のマイナスというストックの増減へと、これが原則ということは私も理解しております。ストックをフローの財源に使うのは健全ではないと、これは基本的には間違っていないと思います。

○委員長(円より子君) 淺羽参考人、ありがとうございました。
ございました。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 様三方、今日は本当にありがとうございます。
ございました。

ちょっとと今お聞きしただけで、なかなか頭の悪い
我々からするとすぐに消化できないというのが
実態なんで、アバウトな質問になるかと思います
が、最初に醍醐参考人の方にお聞きしたいと思いま
す。

醍醐先生のこの資料その他については、前に民
主党の部門会議で一度お聞きしたときにもちよつ
と直感的に感じたんですけれども、こういう剩余金
金、余っていくお金とか、それは一回限りのもの
ではないのかなと。つまり、もしそれを一般会計
に繰り入れたとしても、翌年度からは同じようく
毎年毎年それが生まれてくるんではなくて、今は
アバウトな運営の仕方をしているがゆえにこれだけ
の剩余金や決算の余りが出てきているけれども、
も、それを一回一般会計に繰り入れてしまうと、
実はもう翌年度からは余り出てこないんじゃない
かという思いをちょっと持ったんですねけれども、
ちょっとと会計の知識が、余り詳しくないもので
から、なかなかそれ以上論証はできないんですね
が、そんな印象を持つたんですが、その点につい
てどういうふうに思つていらっしゃるのかが一点
目でございます。

その際、累進税率を今、最高税率がかつて相当高い時期がございました、所得税・住民税を合わせると七割・八割行つたときがありましたがれども、そういう高い累進税率をもう一回戻した方がいいということなのか。私は、実はどちらかといふと、いわゆる総合課税という考え方方に近い、すなわち、課税ベースがどんどん削られていってますから、そういうところをもう少し広げていった方がいいんではないのか。

あるいは、最近では税額控除、給付金付税額控除という考え方が出されてきておりまして、これは附則第百四条にも盛られておりまして、これは民主党的考え方、まあ民主党も最近給付付きと言わないで還付付きと言つた方がいいんじゃないのかという説がありますが、まあどうでもいいんですけれども、そういういわゆる課税ベースを広げて、いつて、所得控除と言われるものをもう少し、一気にこれを少なくしてしまつていうことの方がいいわゆる所得再分配機能の強化には役立つんではないか、こういう見解があるんですが、どのように醍醐参考人はお考えになるか、まずお聞きしたいと思います。

○参考人(醍醐聰君) 一点目ですけれども、私は今日意識的にお話したのは、積立金については触れなかつたわけです。本来、金利変動準備金というテーマでございましたら触れるべきだつたかと思うんですが、意識的に触れないで、歳入歳出の面から今日はお話ししさせていただきました。それは、今議員がお話しになつたことをまさに問題意識としておりました件です。ストックは

て見たときに相当規模の、不用額にしても翌年度繰越額と翌年度歳入繰入額との間に二十兆円ぐらいいのギャップがあるわけですね。これを放置していくことはまず考えられないと思うのですけれども、そのところに目が行かずに埋蔵金という言葉で積立金の話だけがされると。私は積立金についても余剰分は使うことが当然だと思いますけれども、その話ばかり言って、一過性だ、一回きりだというところで話がストップしてしまつていると、これを私は非常に危惧しているわけでござります。

例えば、それで不用額というものをどんどん削っていくということは、これは言うなれば結局は一般会計からの繰入れというものを、これを使い残し分があるところはカットすればいいわけですね。先ほど査定を厳格にと申しました。ということは、今後今まで支出されていった、一般会計から出でていったものは一般会計にとどまるわけでありますから、その分は結果的に一般財源は財源となるわけですね。そういう意味で申し上げておるわけでございます。

二点目でございますけれども、私は、今おつしやつたとおり、税率と課税ベースは掛け算でありますから、おつしやるとおり、この辺りで経済的な問題を取り込めば、税率、しかもそのはい上がりが、非常に細かにやればそれをいかに避けるかという誘因が働きます。したがって、そういう意味で見れば、税率よりも課税ベースの方を基本にするということは、これは望ましい姿だと思いま

ただ、七〇%から現在四〇%まで下がつてしまつた。七〇%へ戻すということは私は考えておりませんけれども、その辺りをあの比較試算で、所得税の例えは最高税率を五%刻みで上げていつたらどうなるのかと、そういう試算が全くないのはなぜなのかということを私は申し上げたわけでございます。

○峰崎直樹君　ありがとうございます。
統いて、後でまた醍醐先生、時間がありました
らお願ひします。

実に、一層分りきこむべき一冊を書きしめんとする
ですが、一つは、先生のこの出されました図の中
で、これは私が毎回使っている国民負担率の計算
なんですが、国民負担率を計算するときにGDP
で分母にするのか、これはGNIですね。GNI
でやるとなると、付加価値税分の高いところが実
はベースに入つてくるために、この租税負担率が
かなり違つた数字になつてくるんですね。

私は、昨日もとあるところで説明したときの数字
でいくと、これ、何年かというのが書いてないん
でちよつと分からなかつたんですが、二〇〇五年
でいくと、日本は租税負担率が一七・三、社会保
険料負担率が一〇・一、合計三八・二というのが
数字でござります。そうすると、三九・七だと
ちよつとやや微妙に数字が全部変わつてしまります
す。特にスウェーデンなんかの場合は、先生これ
七〇・一という数字になつていますが、社会保険
料負担がスウェーデンの場合はGDP比でいくと
一四・〇、それから税の負担が三七・二で合わせ
て五六・六と。非常に付加価値税分がウエートが
高くなつてしまふという欠陥を持つてゐるんで、
これはどちらが採用するのが、私はやはり諸外国
と比較するときはGDPで対比した方がいいので
はないかというふうに思つてゐますが、この点、
ちよつと技術的な、テクニカルなことで一点お聞
きしておきます。

資 これはどこの国を見ても大体ほんの権力が出ていた資料でいくと、その数字はどのくらいかというと、日本は二〇・五%。すなわち、社会保障以外の分野の基礎的な、経常経費なども投資的経費とかそういうものを入れると二〇・五%。アメリカは二〇・四、イギリス二四・一、ドイツ一九・六と。つまり、ほぼ横ばいなんですね。何が変わってくるかというと、上に上がってくる社会保障の費用でその国のいわゆる大きい政府か小さい政府かが決まってくると。

そうすると、先生が先ほどおっしゃった、消費税を上げてこれを社会保障財源にするんだと。増税分はそれ以外の経費をコストカットしていくんだと。そうすると、このコストカットというのは、醍醐先生のように、埋蔵金以外にもフローの毎年の中にカットするものはありますよということなのかかもしれません。しかし、私が見ていて、マクロで見たときに、このいわゆる基礎的な、基礎的なというか社会保障費を除いた費用を、これを財政再建に充てるとなるとこれでは足りなくななるんじゃないかなというふうに思うんです。

これは何を意味するかというと、今政府、これはまた予算委員会で質問しなきゃいけないんですねが、消費税を上げたときに、恐らく大蔵省は、いや、これは母屋が非常にがたがたしているんだから、社会保障に使う前にまず母屋をちゃんとすることに必要なんだ、ところが厚生労働省は、いやいや、社会保障がもう大変なんだからこっち使いたいんだという引っ越し合いになってくる可能性があるんですね。そのときに先生どういうふうに思つておられるのかなということで。いわゆる財政再建のためには経常経費ですよ、社会保障は消費税ですよ、増税ですよ、こういう図式というものは余りちよつと私、納得できなかつたので。この二点、まずお聞きしたいなと。

す。もちろん、OEC-Dの公表している統計もGDPを分母にしているというケースがあります。峰崎先生が御指摘のように、付加価値税の分が変わってくるということはあります。

今回こちらで用いましたのは、別にそこまでの他意はございませんで、要は、しばしばこういう御議論の中で、一般的には国民負担率という概念がGDPを分母にしたものよりかは流布しているということもありまして使わせていただいているということでありまして、基本的には、高い低いという大きさのパーセンテージのポイントは当然分母が違うと変わってきますけれども。

私がここで一つ申し上げたかったことでまだ口頭で申し上げていなかつたことは、一つには、分母が何であれ、租税負担率の中でのどの税で賄う割合が大きいかということは、これは分母が変わつても同じような予想でするので、特に欧米諸国と比べて法人所得に頼つている部分が顕著に日本は大きいというようなところと、消費課税に頼つている部分がヨーロッパ諸国に比べると小さいというところなどは、これは分母がどうであれはつきりしているところなのではないかということをお示ししたかったということも含んでおります。

それから、一点目の御質問でありますけれども、確かに、社会保障以外の支出をどこにこの切り代があるのかというようなところになりますと、なかなか厳しいところまで歳出削減とかも来ておりまして、もう手づかみでここが無駄だと言えるほどはつきり国民の目からも分かるといいます。うなところはだんだんなくなつてしまして、非常に厳しく精査しないと無駄がここにあつたというようなことが見付からないというような、そういうような状況になつておりますので、そういたしますと歳出削減も限界があるだろうということは私も承知しております。

そうなると、やはり所得税、つまり消費税以外の税、重立つたところでは所得税ということになりますけれども、ここでいかに国民により多く御負担をいただくかと。確かに社会構造が変わるの

で歳出構造も変えていかなければいけないということではあるんだけれども、いつまでも赤字に依存しているわけにはいかないということになりました。しかしべき税で御負担をお願いするということもやつていかなければならぬと思います。それから、先ほど御指摘ありましたように、財務省だ厚生労働省だというような縦割りの意識は早く払拭していただきたいなどということは私も思つております。

○峰崎直樹君　浅羽参考人にお聞きいたします。

環境譲与税の考え方というのは私も大変グッドアイデアだと思ってるんですが、税金というの非常に根拠といいますか、何に對して、なぜ、これは国民に対して、ああ、なるほど、これに対し課税しているんだなと。例えば私たちは、ビール、お酒の値段なんかはアルコール度数に応じて税金掛けたらどうだというような考えを持つているんですね。それは、アルコール度数が強くなればなるほど体に、健康に良くないんじゃないとか、いろいろ考えているわけであります。そうすると、この揮発油税以下の環境譲与税の項目は何に対する掛けるんですかと。そうすると、CO₂を出すものに掛けるんですよ、いわゆる環境税が炭素税という。そうすると、炭素税になると石炭とか重油とかそういうものが重くなり、こういう揮発油税というのは割と、出すことは出すけれどもそれほど多くない。

そうすると、そういうことを考えたときに、ちょっとこの今まであつたものは全部環境譲与税にしますよというのは、なるほど一つのアイデアであり、分配の根拠を森林に取つていただくと、私のように北海道出身だと、もうこれはもうしめた、ラッキーというふうになるんです。知事に代わつて本当お礼をしなきやいけないと思つてゐるんですが、しかし、よくよく考えたときに、この課税の根拠というのはよほどしつかりしておかないとまずいんですが、その辺りはどのようになりますが、おられるのか、ますお聞きしたいと思います。

○参考人(浅羽隆史君)　峰崎先生、どうもありが

とうございます。

ただいまの課税根拠の点ですけれども、私もそれは非常に重要なと考えております。だからこそ、今般、その課税根拠があいまいになつたまま一般財源化したというところで今回御提案をさせていただきました。

私、ちょっと途中を少しごまかしたことあるんですけれども、シミュレーションで全部変えた場合というふうにしておりますけれども、意見陳述の中で、一部でもよいのでいうところは、実は将来の炭素税との適合、ファイティングのところをどういうふうに考えるのかということで、まず第一歩として入れられないかというようなことを考えております。

ですので、そういった意味では、先生がおつしやるに、将来的に、そうした炭素税が必要かどうか、これも必要かどうかという議論をもつときなどしないとお話にならないと思うんですけれども、そうした場合にはそこがちゃんと一致するようにならないといつて思っています。ただ、だからといって、先生がおつしやられたように、全部をそれにできるのかという議論につきましては、私もそれはそれだけでは立て付けは難しいと思つています。

その中で、これまで受益者負担の考え方だと、ここで揮発油税など、道路特定財源としてやられていましたけれども、その考え方の一つの中に外部不経済ということで道路等にいろいろと損傷を与えているというようなこと、これは何も道路特定財源でなかつたとしてもある程度は生きる議論だと思つています。ですので、そこも基盤の部分はきちんと残しておいて、それともに今般やはり、環境への影響等がいろいろと昔考られていないかったような外部不経済でござりますので、それが上乗せされる。恐らくそれは暫定税率の部分とか、それぐらいのところでの議論にならうかと思いますけれども、ただそれは、先ほど申したように、もし炭素税ということで将来的にとすることです、うまくそこを適合させる

ような税率を組まないといけないと思つておりますので、そのような形で提案させていただきました。申し訳ございません。

○峰崎直樹君 ありがとうございました。

短くなつたので、一点。

最近かんばの宿が大変問題になつております。先生の専門であられる会計の観点から、あのかんばの宿に減損会計を適用して時価会計という評価をするというのは、これはやり方として正しいのか正しくないのか、この辺りですね。

つまり、かんばの宿というのは、元々いわゆる利益を目的にしたものででき上がつていたわけですね。そういうものに対して、民間企業で適用しているような減損会計あるいは時価会計というか、そういうものを適用していることに対する本当に正しいのかなというちよつと疑問を持つっているんですが、その辺りは先生はどのようにお考えでしょうか。

○参考人(醍醐聰君) それは、一般に継続的にかんばが自らの手でやつているときに私は減損会計

ということはなじまないと思いますが、民間に仮しては、私もそれはそれだけでは立て付けは難しいと思つています。

その中で、これまで受益者負担の考え方だと、ここで揮発油税など、道路特定財源としてやられていましたけれども、その考え方の一つの中に外部不経済ということで道路等にいろいろと損傷を与えているというようなこと、これは何も道路特定財源でなかつたとしてもある程度は生きる議論だと思つています。ですので、そこも基盤の部分はきちんと残しておいて、それともに今般やはり、環境への影響等がいろいろと昔考られていないかったような外部不経済でござりますので、それが上乗せされる。恐らくそれは暫定税率の部分とか、それぐらいのところでの議論にならうかと思いますけれども、ただそれは、先ほど申したように、もし炭素税ということで将来的にとすることです、うまくそこを適合させる

せん。少し難しいなという感じがございます。したがつて、ちょっと一つ一つお伺いしながら理解を深めていきたいなと思うんです。

醍醐参考人にちょっとお伺いします。

先生がおつしやった特別会計の話ですけれども、峰崎先生もおつしやいましたけれども、どうしても今の御説明を聞いてもまだ一つすとんと落ちないんですね、一年限りではないかという話。

ストックの部分とフローの部分をあえて分けてお話をなさつたという趣旨の御発言がありました。が、そのことをもう少しちよつと分かりやすくお話をいただきたいということ。

それから、そもそも疑問でありますけれども、先生がおつしやつておられる不用額についての議論は、非保険特別会計、非保険系のものを前提になさつておられるんですね。その非保険系のものの中にある不用額を除いた翌年度繰越額の中にもまだ不用額があると、そういう意味ですか、今日おつしやつたのは。これらもはつきりちよつと教えていただきたい。

もしそうならば、翌年度繰越額の吟味をする中で、先生は企業会計上の負債性引当金の要件を準用すると。これは、先生のおつしやられたことが、私の記憶が間違つていなければ、これについても保険系のものも入つてくるということなんですが、保険系のものも入つてくるということなんでしょうか。保険系の特別会計の翌年度繰越額の吟味も企業会計上の負債性引当金の要件を準用して数字を積み上げていくべきだと、こういう御議論をなさつておられるのか。

まず、ちよつと確認だけ、三つほど。

○参考人(醍醐聰君) じゃ、簡潔に。

入れるということは、ストックからストックではあるんですけども、その意味は、もうこれは言うまでもなく、その分だけ減債基金をすれば実質的には償還できることと変わりませんから、今後

の国債費というものが、向こう、例えば非常に長期、今六十年ルールなんて言つておりますけれども、その間それが、レベルが下がるわけですね。そうすると、一般会計のそういう歳出として、つまり、ストックとフローというのは天と地の全く水と油ではなくて、歳出についていえば、ストックを減らすということは、ストックは歳出の固まりですから将来のフローの固まりです、それを絶対的に減らすということは将来のフローが下がるということです。そういう意味では、その効果といふのは、永久なんて申しませんけれども、残存債務年数にわたってはそれは効果が及ぶということを申し上げておきたいと思います。

それから次に、翌年度繰越額の中にもなお不用額に近いものはあるのかとおつしやいましたが、それは、今回この試算でいえば一・二兆円といふことであります。それも精査する必要があると申しましたけれども、私は、むしろ強調したかったことは、ポイントの一とポイントの三の突き合せということは、将来の使途、特定の使途と申しましたけれども、私は、むしろ強調したかったことは、ポイントの一とポイントの三の突き合せということでございます。つまり、翌年度繰越しということは、将来の使途、特定の使途があつて繰り越すわけでございますね。そうでないんだつたら不用額になつちやうわけです。次に、決算剰余金の処分の段階になりまして翌年度に入へ繰り入れています。歳入へ繰り入れるといふことは、翌年度以降の歳出の見合いの財源として繰り入れるはずのものでございますね。

したがいまして、理念、考え方としては、ポイント二で言つた翌年度繰越額とポイント二で言つた翌年度歳入へ決算剰余金を繰り入れる額と繰り入れるはずのものでございますね。

まず、ちよつと確認だけ、三つほど。

○参考人(醍醐聰君) じゃ、簡潔に。

先ほど、ストックはストックへと申しましたけれども、これ、正確に言うと少し違つてゐるところがあります。先ほど、浅羽先生が一般会計ではなくて国債整理基金へとおつしやつた。私も、一般的と言つた意味は、国債整理基金を含めていると、決算剰余金の処分の段階になりまして翌年度への歳入繰入れの方が多いわけですね。では、その

○鶴保廣介君

ありがとうございます。

○峰崎直樹君

ありがとうございます。

○鶴保廣介君

自民党の鶴保でございます。

多い分というのを「一体何を使途として見合いがあるのか」ということが問われなければいけない。実は、これが明確な使途がないままの内部留保、根拠のない積立金、内部留保が特別会計に抱え込まれているのではないかということを申し上げたいわけですが、ざいます。

それで、まず整理します。最初の単年度制の議論で、とはいえる、とはいえるですよ、先生がおつしやられるように、圧縮の議論は分からぬではないんです、とはいえる、トレンドとして高齢化が進むこの社会の流れで、福祉予算というのはそれで賄い切れるものかという議論はずつとあるわけですね。だからこそ、単年度という問題がやつぱり出てきた。単年度のいわゆる埋蔵金なるものをそういうものに流用することが果たしていいのかどうかという話がやっぱりあるわけです。それが少し疑問に思いますので、最後にちょっとその話を聞きました。

繰越しの話ですけれども、いわゆる不用額を吟味をする議論はよく分かるんです。しかし、だとしたら、先生のおつしやるよう、翌年度繰越しのいわゆる内部留保ではないかといういろいろな精査をしたとしても、簡単に言うと、歳出してしまえば同じことですよね、その無駄遣いというやつは。要は、歳出予算現額から支出済歳出額と翌年度繰越額を引いたものが不用額だとおつしやつた。簡単に言うと、支出を引いているわけです。その支出の部分を精査しないと、これははつきり申し上げて、不用額の部分で幾ら議論をしたところ

○参考人（醍醐聰君） ちょっと御質問の趣旨が分かりにくいんですけども、翌年度繰越額というものは、当年度支出していないわけです。来年度以降の財源という形で取りあえずは繰り越していくことがあります。

うというものがなわけですね。したがいまして、そういう項目については、では、どのような使途を見合いとしているものであるのか、その使途というのは確実な使途といつものが想定されているのかどうかを精査しないことはいけない。それがはつきりしないんであれば、それはむしろ不用額に回っていくものだということになるわけです。

よく財政学の方の中でもこういう議論がございます。特別会計、一般会計は大きな政府の財布の中の入り繰りにすぎないと、トータルで見れば増えも減りもしないと、だからこれは財政再建には役立たないという御議論がございますが、これは私は根本的に考え方のすり替えをしていると思うんですね。

例えて申ししますと、今母屋で非常に財政が苦しむと、離れて子供が貯金をいっぱいいためている。その貯金使わせてくれないですかと言つたら、離れの子供は、いや駄目だと言つた。何でと言つたら、ううんと。何か使い道あるのと言つた

の外からかいと見て、いろいろなことをいふが、それを何に使うか分からぬものを、貯金はあるけれども何に使うか分からぬいと言つてゐるもの、今台所が苦しい一般会計で使う。要は、それは財政運営の効率的な運用なんですね、それが。効率性というのは、コストを下げるだけが効率じゃないわけです。

つまり、一般会計と特別会計は何ら仕切りがなくて、隨時いつでも資金が融通できるんであればいいことおっしゃらなかつたわたし、塩川さんもあなたのことおっしゃらなかつたわけですよ。仕切りがあるからこういう議論がされているんだありますて、そのところをはつきりさせておかないと私

○鶴保廣介君 しつこいようですけれども、いわ
ては予備費の不用額ですね、これは一般財源の方
に回すことが十分合理的だということを申し上げ
たわけでございます。

ゆる不用額の議論というのは、特別会計上の無駄をなくすということですよね。その上で、その不用額の算定の中、不用額というか、翌年度繰越しを考え、だから、どう言えばいいんでしょう、平たく言うと、何に使うのと聞かれて、ううん、分かんないといふ、離れた人に聞いたら、そう答えると。しかし、実際たくさん使っていて、不要なものも使つていて、極端な話、使つてしまえば

○参考人(醍醐聰君) どうも不用額といつたら、
いや不用額にならないようにどんどん使つたらい
いのかという、そういうことを申し上げているわ
けではなくて、一般に各項目ごとに歳出予算現額
がありますから、上限があり、使途が予算でコン
トロールされておりますから、そういうのは使
切れないと、使えないということはまず前提にある
と思います。

そもそも歳出予算の段階で、予算の段階で、その使途、実需が適正に評価されていたかどうかということでござります。ちなみに別紙四を御覧いただきましたら、予備費の予算額を二〇〇八年、二〇〇九年度について二年並べておりますが、その中の下の方の外國為替資金特別会計のところは、例えば前年二〇〇七年度決算で予備費が三千億円、これは一〇〇%不用率です。これと同じ三千億円が八年度、九年度の予算でも計上されていると。これをどう考えるのかということ、具体的に言えばそういうことなわけですね。

かつたんなら、その分だけはそういうそもそも財源が必要ないということでカットできるわけです。それをほかの財源として使えるということを申し上げたいわけでございます。

それで、一つちょっと、さつき消費税の話を最後
後に醸醸参考人がおっしゃつておられたんですけど
れども、この点ではちょっと上居参考人と、真っ
向からということではないでしようけれど、少し
考え方方に、ちょっと議論が違うのかなという。
上居参考人にもお伺いしたいんですが、醸醸參
考人は、まず消費税ありきという考え方によろし
くないというお話でありました。一方で、上居參

参考人の方は、将来の消費税を含む議論を、早めに将来の議論に対しコミットしておくことは國民経済的にもすごく意味のあることだというおっしゃりようでありました。

別に二人で論争していただこうとを望んでいるわけではありませんが、じゃ、土居参考人の方にお伺いをしておきたいと思います。醜態参考人のおつしやったことも勘案しながら、ちよと敷衍をしてお話をいただければと思いますが。

○参考人(土居丈朗君) もちろん、社会保障財源が不十分な状態であると、なかなか十分に賄えないがゆえに社会保障費を抑制しなきゃいけないと

ますから、やはり高齢化に備えれば何らかの財源が必要だということは、これは間違いないと思います。問題は、それを応能原則といいますか、支私能力のある人から求めるか、それとも応益原則といいますか、利益を受けている人から求めるかという、そういう選択の問題がまず残つております。それで、当然ながらできるだけお金持ちはらその財源を取ればいいじゃないかというのは確かに一つのアイデアなのかもしません。ただ、それは既に社会保険料でも所得比例で取つてあるということがあります。

に、世代間の格差という問題があつて、社会保険料は高齢の方は余り納められない、医療、介護ぐらいですね。年金保険料はもうもちろん高齢の方はお支払いにならない。それでいて、やはり年金保険料は相当今後重くなるということが予定されているという中で、できるだけ世代間の負

担の分かち合いということを考えるならば、極端に言えば、お金持ちの高齢の方にも御負担をいただける税とは何かということを考えると、これは所得税ではなくて消費税ということにもなつてまいりますので、そういうようなこと。

それからもう一つは、経済成長を損なわないようになります。それで、同じ一兆円という財源を確保するには、所得税で取る、法人税で取るというこ

とになるとやはり経済成長率は大きく落ち込みます。それに比して、消費税とまだそこまでは大きくは落ち込まない。もちろん負担増になると一時的に経済成長を悪化させるということはありますけれども、経済成長を悪化させる割合が消費税の方が少ないということは、これは経済学の分析で知られておりまして、そういう意味でも消費税が望ましいのではないかというふうに考えており

ます。

○委員長(円より子君) 醍醐さんにも聞きますか。

○鶴保庸介君 ジや、醍醐参考人、よろしいですか。

○参考人(醍醐聰君) 本当を言うと、土居先生と論争したいなどさつきからずつと思っているんですけど、今日はそういう参考人が議論する場ではないそんでも、先ほど、ちょっとよろしい

一點ですけれども、先ほど、ちょっとよろしい

で、どうか、お金持ちの高齢者からも負担をいただくんだから消費税というお話を聞いていましたけれども、お金持ちからも負担をいただくのは、なぜ所得税のそれなりの合理的な範囲の累進税率ではないのか、むしろ所得税が本来のそういう機能を担うものではないのかと私は逆に思うわけですね。

それから、所得税は重い、これ以上重くしたらとおっしゃいましたけれども、実はもう表で私、八ページに書かせていただきましたけれども、国税収入に占める所得税率の割合というものは国際比較でも実は逆方向に下がっているわけですね。ですから、

これ以上の負担はとおっしゃるんですけれども、これ以上という状況に今なつてはいるのかどうかの事実認識をまずきちんとしているのが先決ではないか。

それから、世代間の助け合いということを保險、年金とかだけで見るのではなく大きな間違いだということを前から言つておるわけです。世代間の所得移転というのは、年金とか社会保険料だけではございません。遺産もあれば教育費負担もある、結婚準備資金もある。様々なものから双方向的に移転がある。特に相続とか教育費なんかは逆方向の所得移転があることを除いて、年金とか社会保険一本だけ世代間の公平、不公平ということを議論するところに私は大きな間違いがあると思っております。

○鶴保庸介君 もう一回土居参考人に振つたら、もう論争になっちゃうと思いますので、それは避けたいと思いますけれども、土居先生、多分おつしやりたいことたくさんおありだと思いますが、ここはぐつとこらえていただきたいと思います。

それで、土居参考人にもう一つ、課税平準化政策の部分で、先生がおつしやったのは一定の条件のとき、資源分配にゆがみを与える租税が存在しているときという限定付きではありますけれども、増税があつてもいいんだというお話がありました。この部分は、私は普通素人は考えたら、ああ、そのとちよつとびっくりするような、結論だけ聞くとですよ、お詫なものですから、いわゆる一般的な常識からすると、その辺りの違和感を払拭するちょっと参考意見をいただければな

といふうに思いますが。

○参考人(土居丈朗君) ちょっととこの説明はかなりはしょつてしましましたので、今申し上げます。

○鶴保庸介君 ありがとうございます。

時間が来ましたので、浅羽参考人、失礼いたしました、本当は質問があつたんですが。終わりました。

のぐらい経済活動を阻害する大きさが大きいのかというと、5%と10%というのと税率の違いは二倍なんですが、実は経済活動を阻害する大きさの差の二乗になるように経済活動の阻害の度合いが大きくなるということが、これは経済学で知られています。

そうすると、5%のときと10%のときを比較したときには、5%のときの経済活動の阻害度合を1とするとき、10%のときは二の二乗で四倍、さらに10%から20%というところになるとき、また同じことですけれども、5%のときよりも20%のときは税率に比較すると四倍です。それで、四の二乗で十六倍と。ですので、それぐらいの大きさで、5%のときと20%のときの状態で見ると十六倍の大きさで経済活動を阻害するという、そういう計算になります。

そういたしますと、もうずっとコンスタントに10%で取つていて、5%のときに比べれば四倍の大きさの経済活動の阻害がずっと続くということも、これですけれども、いずれも、いざれ、5%ですつと行つても10%にどんといきなり上げなければいけないというようなことになつたらば、そのときに来る負担の度合いは十六倍という大きさになるわけです。そうすると、将来大きな不況が来る可能性があるという、大増税をするとですね。だから、将来の大増税を防げるよう何とか早めに対応しておくることが重要だらうと、そういうことでございます。

○鶴保庸介君 ありがとうございます。

時間が来ましたので、浅羽参考人、失礼いたしました、本当は質問があつたんですが。終わりました。

○参考人(荒木清寛君) 公明党の荒木清寛です。では、順次、お三方にお尋ねをしてまいります。

まず、醍醐参考人にお尋ねいたします。

特別会計の改革につきましては、2007年に特別会計に関する法律を成立させましたし、与党としてもかなりメスを入れてきたつもりですけ

れども、先生のお話を聞いて、まだまだ不十分な点があればそれはメスを入れなければいけないと

思います。

それで、今日のお話随分難しかつたんですね。特にどの特別会計に、一般会計に繰り入れることでできる余剰金が多いのか、網羅的でなくて結構なんですが、特にこういうところが大どころでメスを入れる余地が多いというところがあつたとお聞きいたいたい。それは私、先生のお話をまた聞いて検討していきたいと思いますので、ちょっとと御指摘をいたしませんでしょうか。

○参考人(醍醐聰君) 別紙三のところで書かせていただいたのと別紙四を併せて御参照いただきたいと思うんですけども、まず私は、大きいのは外為資金の特別会計でございます。

よく外為といつのは、為替が変動したときに備えなきやいけないと、現在のレートでいうと積立金がほとんどゼロになるとか、そういう議論が盛んにされておりますけれども、実は外為積立金の中の、これ不用額が随分多いんですけれども、予備費の不用額がそもそもこれでもう三千億円連年ずっとあるわけですね。これはもうすぐにでも改革に手が付けられるものではないのかというふうに私は考えております。

それから、今回調べてみまして非常に思つたことは、年金というのはこれは将来の財源だから当然置いておかなければいけないというわけですけれども、そういう具体的な費目は別にして、ここで言いました不用額が二兆円ほどあるわけですね、2007年度で申しますと、二兆五千億くらいある。これは年度によつてばらつきがございますが、それでも一兆円近くが連年大体出ていると。こういうものは一体何なんだろうと。年金だから取つておかなきやいけないという、そういう大ざっぱな議論で済まされていていいのかというのが、私も今回調べてみて感じたところでございました。

経済理論で導かれた結論といたしましては、例えれば5%のときと10%のときと比べたときには、

○荒木清寛君 醍醐参考人に、初めに消費税ありきではないというの私はも同感ですが、ただ、国民負担率ということで見ればアメリカに次いで日本は低いわけで、これで十分な福祉政策を推進することは無理だと思います。

それで、先生のこれまでのお話を聞いていると、所得税をもう少し強化すべきだという御主張かとは思うんですけれども、どういう税制改正をしてそうした社会保障に必要な財源を捻出すべきだという先生のお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○参考人(醍醐聰君) 私は、まず、いわゆる特別会計から財源を確保できる金額が恐らく皆様方が想像されているよりもはるかに大きいと思っております。まず十兆円以上の規模ではこれ連年発生しています。また、私もそれで全部賄えるとは思つております。この積立金とか準備金以外で。

ただ、私もそれで全部賄えるとは思つております。それは、所得税の税体系の在り方を考え直すと。先ほどあつた最高税率をもう少し戻していいんじゃないか、課税ベースの拡大はどうか、こういうことが必要でござります。私が次に考へているのが税の中では所得税でございます。

その点で、ただ、根拠として国民負担率という言葉が出ておりますが、皆さんも御記憶でしょうが、今から七、八年前は国民負担率がこれ五〇%以上超えたら経済活力が損なわれるから抑えなきやいけないという議論がありました。潜在的国民負担率というような言葉も出てきました。あのときはいかに負担率を抑えなきやいけないかという議論をやっていたわけですね。今、ところが、もつと上げなきやいけないとおっしゃっているわけですね。

私は、国民負担率論というのは、これは実は何

て、社会保険料プラス税で増やさなきやいけないというだけでは、どういう税体系が望ましいのか

というのは何事も語つていません。その

点だけを申し上げておきます。

○荒木清寛君 次に、土居参考人にお尋ねいたし

ます。先生がおっしゃった明日の増税あるいは将来の大増税かというお話はよく分りますし、つらい話を先送りをするという、そういう政治であつては私はいけないと思います。

ただ、今は本当にもう戦後最大の不況でして、

そういう意味では、二〇一一年度にプライマリー・バランスを黒字化するという目標がたとえ一年、

二年遅れたとしても、今は景気回復を優先すべきせんけれども、太陽光発電ですとか、あるいは電

気自動車の普及ですとか、あるいは教育に投資を

するですか、さらには社会保障の安心の実現で

すとか、そういうところに、今は多少財政再建と

いうことを少しずらしたとしても、そちらの方を

優先すべきだというふうに私は思つんですが、先

生のお話ではどうももう財政再建ということが前

面に出ているんですけど、この点はどういう

お考えでしようか。

〔委員長退席、理事大塚耕平君着席〕

○参考人(土居丈朗君) まさに今おっしゃられた点に関しましては、今なすべきことと将来的な財政再建、健全化とどう整合性を取つていくかといふところでもうまい 아이디어を組み合わせていいということが重要なのではないかと思つております。

実際、欧米諸国の景気対策見てまいりますと、

必ずコンビニになっているのは、まず取りあえず目先の景気対策、財政出動なり金融政策、これが一つのパートとして出ている一方で、オバマ政権も

やつてゐるんだと思つております。だから、これが何かの根拠になるのか。例えば、税を上げると

いうのは、税といつても今どの税をどういう形でちゃんと維持していくんだという、こういう短期

と中長期という政策をうまく両方示すことで短期の景気対策ももつと効果が出るようにするというアイデアを示しております。

ですから、私は決して今すぐ、もう何が何でも

財政赤字を増やしてはいけないのでそのまま歳出を抑制しなさいということを申し上げたいわけではありませんで、あくまでも短期的な景気対策はありますけれども、こうしたものに関しましては、将来的に例え一般会計の中に入れ、ある景気対策として、もちろんできるだけ無駄をなくすような形で、しかも先ほど荒木先生もおっしゃられましたように環境だとか教育だとか、そういう将来に向けた投資をするような形での景気対

策、これを打つていくことと、これは決してはないかと。もちろん無駄な公共事業はいけませんけれども、太陽光発電ですとか、あるいは電気自動車の普及ですとか、あるいは教育に投資をするですか、さらには社会保障の安心の実現で

すとか、そういうところに、今は多少財政再建と

いうことを少しずらしたとしても、そちらの方を

優先すべきだというふうに私は思つますが、先生のお話ではどうももう財政再建ということが前面に出ているんですけど、この点はどういう

お考えでしようか。

〔委員長退席、理事大塚耕平君着席〕

○参考人(土居丈朗君) 最後に、土居参考人と浅羽参考人、お二人にそれぞれお聞きしたいのですが、これが第一歩目ではないかと考えております。

○荒木清寛君 最後に、土居参考人と浅羽参考人、お二人にそれぞれお聞きしたいのですが、と

いうことは、お一人の陳述をお聞きする限りは、将来の社会保障の財源として消費税というの

をもうある程度重視をするというお考えだというふうに理解をしたんですけど、その場合に、当然こ

の消費税の逆進性をどう解消するかということが大きな課題になるわけとして、仮に将来消費税を

税率アップをお願いするとしたら、どういう逆進性解消についての対策を打つべきなのか、この点について御示唆をそれぞれお願いしたいと思います。

○参考人(土居丈朗君) 消費税を引き上げる場合に一つ考えられる話は、社会保険料の逆進性を緩和するという形で対応するということが考えられます。

実は、社会保険料というのは、国民健康保険な

いしは国民年金の保険料というのは、たとえ所得が低くとも定額の負担をしなければならないとい

うようなことになつております。もちろん、今も

既に軽減措置はある程度は講じられています

が、実際に所得に比して負担率というようなこと

でありますと、年収百万、二百万という方は一〇

に勘定がかなり残つて、こういつたようなところが次のテーマには必ず上つてこなければいけないと思います。

〔理事大塚耕平君退席、委員長着席〕

%近くの負担率になつてゐるのに対して、年収一千万以上の方はもつと低い一けたのパーセントになつてゐるというようなまさに逆進性がござります。そういうところはやはりもう少しきめ細かく、つまり国民健康保険の保険料をもう一段軽減措置を講じるとか、さらには国民年金保険料もう一段の負担軽減を図るとか、そういうような形で低所得の方に配慮するということは一つ大きなポイントとして考えられます。

当然のことながら、低所得の方がいきなり高い消費税率を払うということになるとなかなか難しいということはあります。しばしば軽減税率といふことで議論をされることがありますが、これは私は、もちろん政治的にある程度やむを得ないということはあるかもしれません、非常にケアフルに議論する必要があるのではないかというふうに思います。

例えば、ドイツで実際食料品に対して軽減税率

が設けられているんですが、ハンバーガー屋さんでハンバーガーを買うと、これをお店で食べるんですか、それともテークアウトするんですかといふことによって税率が違つてしまります。そうすると、店で食べますと言うと標準税率が適用されるのに對して、家に持つて帰りますと言うとこれは食料品なので軽減税率、一物二価になつてしまふというような奇妙なことも起つてしまります。ですから、例えばフランスだとキャビアとフォアグラでは税率が違うとか、そういうようなことが起つてこないような軽減税率の設定といふことは、これは十分きちんと議論いただいてお決めいただくというようなことが重要ではないかと思います。

○参考人(浅羽隆史君) 逆進性についてですけれども、どうしても逆進性というと、定義上、所得

に対する逆進性ということがこれまでも当然議論されていますし、これからも議論すべきことではあるんですけども、もう一つ、これだけ高齢社会あるいはいわゆるストック社会になつてている現

状では、ストックにももう一つ着目した上で逆進

性のような考え方を整理する必要があろうかと思つています。ですので、これまで累進課税とか

いろいろな議論も諸先生方されていましたけれども、同時に資産課税にも注目した上で逆進性といふ問題に取り組むべきだと考えております。現状

でももしも消費税率を引き上げますと、当然それは所得に対する部分で逆進性が出るというのは、こ

れも間違いない、そんなに多くは出ないでしよう

けれども、それでも出ることは間違いないと思いま

す。

ただ、それだけでじやあというのではなくて、同時に、例えば資産課税で相続税をもう少し、何

といふんでしよう、上と下という言い方は正確か

分かりませんけれども、もう少しストックを持つ

ている人の中でも課税対象の方を増やしたり、あ

るは最高税率大分下げてきましたけれどももう少し、昔のようなどころまでかどうかは別とし

て、もう少し引き上げる形で、ストックの有無によ

る豊かさ、あるいはそうではなく、とりわけ

高齢になつてくるとストックの有無が物すごく大きな格差を生むと言われておりますので、そ

た点も含めての逆進性ということを考える必要があろうかと思います。

その上で、逆進性対策を更に消費税でというよ

うなことですと、先ほど土居参考人がケアフルに

とおつしやいましたけれども、私は、どちらかと

いうとケアフルにというよりは、ある程度の税率

が、十何%というような税率が仮に必要というこ

とであれば複数税率はやむを得ないと思つていま

すけれども、その場合には、厳密には課税できな

いというようなことをもう頭に置いた上でやらな

いといけないぐらいに考えております。もちろん、それがいいことだとは思いませんけれども、

このままでは、もう一つ、これがいいことになりますが、も考えようということにならうかと思います。

○荒木清寛君 ありがとうございます。

以上でございました。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございま

す。

三人の先生、今日はお忙しい中、ありがとうございます。

性のような考え方を整理する必要があろうかと

思つています。

そこで、

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

三

人

の

いかと、これから、私は先生のこの資料とは反対の意見になりますけど、思つたりしたんですね。それで簡潔に、どういうふうに今経済学者が求められているのかということも含めて御意見あればお聞かせいただきたいと思います。

その辺、土居先生、浅羽先生、醍醐先生、それぞれ簡潔に、どういうふうに今経済学者が求められているのかということも含めて御意見あればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長(円より子君) では、土居参考人からお願ひいたします。

○参考人(土居丈朗君) 今御指摘にあつたように、バラダイム転換というのは、これは起こつていろいろの可能性が非常に高いと私は思つております。ただ、何といいますか、法人税の在り方も、当然ながら今までのようなやり方でいいのかということも、これまた問われております。

当然ながら、国際的な税率引下げ競争は、恐らく日本の財務省とてそんなに歓迎していることではないとは思つておりますが、ただやはり、何といいますか、国際協調がそれほど容易にできるかどうか。例えばOECD加盟国の中でもどこまで協調できるのかとということになりますと、確かに原則的には協調しそうだけれども、やっぱり例え今回も、オバマ政権は、民主党の政権に替わつたんだけれども、景気対策の中には法人税の税負担軽減ということがパッケージで盛り込まれていておりするというようなことがある。やはり政治的誘惑として、法人の税負担の軽減といふことに駆られるというところは政治的にはあつて、グローバル化がどうなるかいかんにかかわらず、今既にある法人税負担を何かいろいろな政治的な思惑を込めて引き下げたいというふうに思う節が、私が見ている限りでは歐米ではまだ残つてゐるというふうに思います。

もちろん、経済学者の中でも今後の世界経済の動きをにらんでどう法人税制考えていくべきかと、ということについては議論がありまして、イギリスでマーリーズというノーベル経済学賞を受賞した経済学者が中心になつて、マーリーズ・レポートというものを今議論し、まとめつつあるんですけど

れども、もちろんそこでも意見がいろいろあるのを聞いておりますが、それがどうかと。それで、その経済学者の意見はびつたり満場一致で合っているというわけでは全然ありませんが、一つの方法としては仕向地主義法人税というようなもので課税していくというのはどうかと。

つまり、どこに物を売つたかと。例えば日本企業がアメリカに物を売つたということだつたら、それで税金を掛けるという、そういうような考え方

方も出されておりまして、今までの発想は、その会社がどこに立地しているか、どこに本社があるかで上がった利益に課税するという考え方があつたりとか、そういうことばかりが多かつたんですが、そうじゃなくて、どこに物を売つて利益を稼いだかということを基に課税してはどうか

という発想も出てきています。

ところが、よくよく気が付いてみると、どこに付加価値税に近い発想だつたりするわけです。そうなると、法人税と言ひながら、実は日本で言ふところの消費税に近いような発想の法人税になつてたりするというようなことからすると私は、引き続き消費課税へのシフトという潮流は、そういう意味も含めて言えばまだ今後も続くななどいうふうに思つております。

○参考人(浅羽隆史君) 大門先生、ありがとうございます。

グローバル化が今後どうなるかという点につきましては、ちょっと直ちに答えを用意しておりますが、申し訳ございませんけれども、ただ、行つてしまふに感じております。そうなると、次もう一歩、更に深刻化するわけですから、考えなければいけないなと思つてます。

ただ、大門先生からの御質問の最もメインのところであります、ある程度法人税率の引下げ競争を念頭に置かなければいけないのかということに

関しては、ある程度は置かないといけないんじや

りそうでなくなるということは、常識的にもそ

う見えづらいのかなというふうに私は思つております。

方向として、先生おつしやつたように、連帯税とか国際協調税とか、それができるのであれば、当然各國政府ともその方が望ましいというふうに第一義的には考へておられる。少なくとも、私はそれの方がいいとは思ひます。ただ、そ

れが現実にできるのかという点につきましては、例えばEU諸国、だけ見ましても、先ほど私、環境調ができる。でも、中にやつているところもあつまり、どこに物を売つたかと。例えば日本企業がアメリカに物を売つたということだつたら、たれども、炭素税、つ取りましてもなかなか合つては、両面で、楽観と悲観の両方の方、樂観の方も出されておりまして、今までの発想は、その会社がどこに立地しているか、どこに本社があるかで上がった利益に課税するという考え方があつたりとか、そういうことばかりが多かつたんですが、そうじゃなくて、どこに物を売つて利益を稼いだかということを基に課税してはどうか

というふうに思つてます。

ただ、現実の問題として、税率の引下げ競争が少くともこれまであつたことは事実ですし、今後もしもそれが続くようであれば、やはり日本としては両面で、楽観と悲観の両方の方、樂観の方とては連帶の方向で行けないのかという道を探るとの同時に、しかしながらということで、悲観の方向である程度引下げ競争に乗らざるを得ない

ところだと思ひます。私は、税で引下げ競争と言つてはいるうちがまだいのかなと、これが社会保険料が、またこれが非常に常に議論になるところだと思ひます。私は、税で引下げ競争と言つてはいるうちがまだいのかなと、これが社会保険

料でということになると、ちょっと日本も社会保険の制度の制度設計がすごく難しくなるなというふうに感じております。そうなると、次もう一步、更に深刻化するわけですから、考えなければいけないなと思つてます。

ただ、大門先生からの御質問の最もメインのところであります、ある程度法人税率の引下げ競争を念頭に置かなければいけないのかということに

關しては、ある程度は置かないといけないんじや

りそうでなくなるということは、常識的にもそ

う見えづらいのかなというふうに私は思つております。

○参考人(醍醐聰君) 一般に競争と言ふときに

は、例えばイノベーションといいますか創意を大いにかき立ててパイを増やすような競争を、私はこれには推進すべきだと思いますけれども、これは本当にもうレトリックというよりも大変なごまかしの話だというふうに私は思つております。

もう一つは、世代間の公平のために消費税の

方がいいんだというのと、先ほど若干ちょっとや

り取りありましたけど、私も少し詳しく醍醐先

生の御意見を聞きたいと思いますが、それは要す

るに、先ほど土居先生が言つたように、高齢者

のお金持ちからどうやって税金を取るかと考えた

消費税というふうに言われましたけど、高齢者

のお金持ちだけ消費税掛けるわけにいかないですよね。一般に掛かっちゃいますよ、年金生活者的人にも掛かっちゃいます。

これをおいておいて、世代間の公平のために消費税は違うというふうに言うのは違うと私は思いますけど、先ほど醍醐先生もう少しおっしゃりたかったような気がいたしますので、この世代間の公平という理屈を付けた消費税増税について、御意見あればもう少し詳しく聞かせてもらいたいと思います。

○参考人(醍醐聰君) 社会保障目的税として消費税というふうにやれば納得が得られるんじゃないかなという御指摘でしたけれども、先ほどの質疑にも、あるいは土居先生のお話にもありましたけれども、消費税は社会保障財源で、それ以外の財政再建は別途の財源でというお話をございましたですね。別途とは何ですかというと、歳出の徹底的な削減とおっしゃいましたけれども、いろいろ質疑を交わしていく中で、それでもどうも難しいということです。そうなれば所得税というお話がされましたが、それでも、実は目的税という間に、どこまでが社会保障の目的なのかということは、これは特別会計でも附帯業務というのが付いて、道路特定財源がそうですね、道路が、どんどんどんどんと附帯業務付いて変わってくるわけですね。じゃ、社会保障財源としたときに、財政赤字の方については具体的なものがないと。先ほどのお話を、私は具体的な財源論ではないと思うんですね。何とか徹底的にやりますということはおっしゃっていますけれども、どこに、具体的にどれだけをということではない。そうなつたら、財政再建の方で足りないから一部消費税の方を回せないかという議論が必ず私は出ると思うんですね。ですから、目的税化するということは、言葉はきれいですけれども、実際の運営で、どこかで財源必要になつてきた、所得税の方もなかなかそういう形で、結果的にぐるぐる回ってきて、消費税が社会保障目的税以外のところに使われるという可能性がだれかないというふうに保

証できるのかということを私はまず非常に痛感しております。

それから、所得分配というのは、じゃ、仮に使いたい道が社会保障だつたらいいんじやなくて、再分配というのは財源と使途とをセットで考えるわけですね。使途が社会保障だつたらいいというわけではなくて、その社会保障の財源を何に取つてくれるかということも価値判断なんですね。その価値判断を避けることはやっぱり私はできないんじゃないかというふうに思つております。

○大門実紀史君 よく分かりました。

○委員長(円より子君) 以上で参考人にに対する質疑は終了いたしました。
参考人の方々に一言ございさつを申し上げます。

(拍手)

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時十二分散会

平成二十一年四月二日印刷

平成二十一年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局